

## 議案第 4 1 号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成 1 2 年杉並区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 6 2 の 2 の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第 4 条」を「第 4 条第 1 項及び第 4 項」に改め、同表の 6 3 の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「医薬品の販売業」の次に「（配置販売業及び卸売販売業を除く。以下同じ。）」を加え、「（配置販売業及び卸売販売業を除く。）」を削り、同表の 6 4 の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「第 4 5 条」を「第 1 条の 5」に改め、「薬局開設又は」の次に「同令第 4 5 条の規定に基づく」を加え、「（配置販売業及び卸売販売業を除く。）」を削り、同表の 6 5 の項中「薬事法施行令第 4 6 条」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 1 条の 6」に改め、「薬局開設又は」の次に「同令第 4 6 条の規定に基づく」を加え、「（配置販売業及び卸売販売業を除く。）」を削り、同表の 6 5 の 2 の項中「薬事法第 1 2 条並びに薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 1 2 条並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「第 4 項」を「第 8 項」に、「第 3 条第 3 号」を「第 3 条ただし書」に改め、同表の 6 5 の 3 の項中「薬事法第 1 3 条第 1 項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 1 3 条第 1 項」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「第 4 項」を「第 8

項」に改め、同表の65の4の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「並びに」を「の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業又は同令」に、「製造販売業又は製造業の」を「製造業の」に改め、同表の65の5の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「並びに」を「の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業又は同令」に、「製造販売業又は製造業の」を「製造業の」に改め、同表の65の6の項中「薬事法第14条第1項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

#### (提案理由)

薬事法及び薬事法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。